令和６・７・８年度（２０２４・２０２５・２０２６年度）

熊本市工事等競争入札参加資格審査申請要領
（建設工事・市内）

申請期間

令和５年（２０２３年）１１月２０日（月）から令和６年（２０２４年）１月３１日（水）まで

※　電話でのお問い合わせの前に、申請要領の内容をご確認ください。

【問い合わせ先】
〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局契約監理部工事契約課
電話０９６－３２８－２４４２

１　はじめに

熊本市が発注する工事請負契約等（建設工事、測量又は建設コンサルタント等、製畳又は花苗を含む。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する場合、熊本市に対し、該当業種について、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和４１年規則第１５号）第３条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、同規則第１０条に規定する有資格業者名簿に登載されている必要があります。

本要領に、競争入札参加資格審査申請について、申請に必要な資格及び書類並びに提出方法等を記載しておりますので、本要領に記載の内容を十分ご確認のうえ、申請を行ってください。

２　競争入札（見積）参加者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第２条の規定に該当しない者であること。

（２）　熊本市内に本店を有し、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項又は第６項に規定する建設業の許可を受けた者であること。

なお、この場合の本店とは、登記上の本店及び建設業法上の主たる営業所の所在地両方をいいます。

（３）　令和５年度（２０２３年度）の建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査（審査基準日が令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日までのものに限る。）を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。

ただし、経営事項審査において完成工事高が無い業種及び水道施設工事において配水管技能者（耐震）登録を行っている者がいない場合は登録できません。

（４）　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）第３条第１号に該当する者でないこと。

（５）　社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入事業者（法令により適用除外とされている場合を除く。）でないこと。

※　参考１　地方自治法施行令第１６７条の４第１項

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

⑴　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

※　参考２　熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第２条

（競争入札参加者の制限）

第２条　次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

⑴　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　権限を有する者が行う工事の監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(8)　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

３　申請の方法

インターネットを利用して、熊本市ホームページから「熊本市入札・契約（工事等）ホームページ（http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330）」にアクセスし、新着情報「令和６・７・８年度（２０２４・２０２５・２０２６年度）熊本市工事請負などの入札参加資格審査申請受付について」の申請様式等をダウンロードし、７に掲げる提出書類を５の提出先へ４の受付期間内に**郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）**してください。

※【重要】郵送での提出とは別にバックアップとして作成した申請書等**（様式第１～１１号）のＥｘｃｅｌデータ**を、工事契約課（koujikeiyaku@city.kumamoto.lg.jp）まで電子メールで提出してください。
Ｅｘｃｅｌデータ名は**「登録番号又は新規登録　商号及び名称」**としてください。

４　受付期間

令和５年（２０２３年）１１月２０日（月）から令和６年（２０２４年）１月３１日（水）必着

（１）受付期間内に申請書等が到達しなかった場合は申請書等を受理いたしません。
　また、不慮の事故による紛失又は遅配については一切考慮しませんので、余裕を持った申請を行ってください。

（２）本年度の本市の工事等（建設工事、測量又は建設コンサルタント等、製畳又は花苗を含む。）に係る競争入札参加資格申請期間については、**上記受付期間のみとなっており、随時の申請受付は行っておりません。**

（３）次のとおり、商号の頭文字により受付期間を指定しますので、できるだけ指定期間内での

提出にご協力をお願いします。

（４）指定期間までに経営事項審査を受審していない場合は、受審後速やかに提出してください。この場合、指定期間外でも可としますが、申請書等の**提出期限は令和６年（２０２４年）１月３１日（水）必着**です。

（５）証明書等の準備に時間を要する等の理由により指定期間での提出を変更する場合は、「工事等競争入札参加資格審査申請書提出日程変更届（業者用・行政書士等用）」をＦＡＸにて、工事契約課（ＦＡＸ番号０９６－３５９－７６８９）へ提出してください。

上記等理由により指定期間での提出日に変更が生じた場合も、できるだけ**令和６年（２０２４年）１月１９日（金）**までのご提出をお願いします。

（６）　受付状況の確認は郵便追跡サービス（https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/）でご確認ください。なお、会社控えを必要とする場合は、「令和６・７・８年度（２０２４・２０２５・２０２６年度）熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書（建設工事・市内）」（様式第１号）を２部提出し、返信用封筒（郵便番号、所在地及び商号又は名称を記載のうえ、切手を貼付）を同封してください。１部は受付印を押して返却します。

商号の頭文字	指定期間	商号の頭文字	指定期間
予備日	１１月２０日（月）～１１月２４日（金）	ナ・ハ行	１月４日（木）～１月１２日（金）
ア・カ行	１１月２７日（月）～１２月８日（金）	マ行以降	１月１５日（月）～１月１９日（金）
サ行	１２月１１日（月）～１２月１５日（金）	予備日	１月２２日（月）～１月３１日（水）
タ行	１２月１８日（月）～１２月２２日（金）		

５　提出先

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市総務局契約監理部工事契約課　資格申請受付担当　宛

６　提出方法

必ず郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）にて提出してください。それ以外の方法により送付されたもの及び持参による申請は受理いたしません。

また、提出書類を郵送する封筒のサイズは**角形２号**とし、８ページ又は申請書様式中の「郵送提出用様式」を「宛名面」に貼付して郵送してください。

なお、**１業者につき１つの封筒にて提出してください。**（複数社分の提出書類を１つの封筒にまとめて提出することはできません。）

工事、測量又は建設コンサルタント、製畳又は花苗等を複数申請する場合でも、それぞれ別々の封筒にて提出してください。

7　提出書類

※　○：全員提出　△：該当者のみ提出　●：ランク有業種申請者のみ提出

提出書類	※
（1）　チェックリスト 両面印刷にて提出してください。	○
（2）　熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書（建設工事・市内）（様式第１号） ①　会社控えを必要とする場合は、２部提出してください。（１部は受付印を押して返却します。） 　また、返信用封筒（郵便番号・所在地・商号又は名称を記載のうえ、切手を貼付してください。）を同封してください。 ②　「登録番号」欄には、申請書様式中の「登録番号一覧」に記載された番号を記入してください。新規での登録や不明な場合は記入不要です。 ③　「使用印」欄には、入札、見積、契約等の行為において、実際に使用する印鑑（代表者印）を押印してください。 ④　電子入札システムで使用するＩＣカードの本市登録状況について、該当するものに☑を付けてください。 ※　ＩＣカードの登録が有の場合、権限のない者で行った入札、見積は無効となりますので、ＩＣカードの名義人が申請書に記載した代表者でない場合は、至急ＩＣカードの名義を変更してください。 ⑤　会社の代表取締役が複数人いる場合は入札・契約等の行為を行う者を記載してください。	○
（3）　経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し ①　審査基準日が令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日のものに限ります。 ②　通知書が届いていない場合は、経営規模等評価申請書の写し（受付印のあるものに限る。）を提出し、後日通知書が届き次第速やかにその写しを提出してください。また、電子申請にて経営事項審査の申請を行っている場合は、受付状態等が分かるものの写しを提出してください。 ③　①に記載された基準日の経営事項審査を受審後に合併等を行う予定若しくは行った場合は、必ずその旨を工事契約課まで申し出てください。 ④　合併時経審等で経営事項審査を本年度中に二度受審した場合は、通常分と合併時等の分を合わせて提出してください。また、受審を予定している場合は、必ずその旨を工事契約課まで申し出てください。	○
（4）　建設業許可通知書の写し 現在有効な建設業許可に係る建設業許可通知書の写しを提出してください。 ※有効期間が記載された通知書を提出してください。	○
（5）　経営事項審査提出書類の「技術職員名簿」の写し ①　審査基準日が令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日のものに限ります。 ②　経営事項審査後に一級国家資格保有技術者の変更があった場合は、朱書きで追加又は削除し、当該技術者の雇用、離職及び資格が確認できる書類（写し）を添付してください（変更があった技術者分のみ）。登録を希望する業種以外の資格は記入不要です。 　また、一級国家資格保有技術者以外の技術者の追記は不要ですが、離職した全ての技術者は朱書きで削除し、離職が確認できる書類（写し）を添付してください。 ③　経営事項審査時の名簿では、登録資格が２つまでの記載となっておりますが、名簿に記載されていない一級国家資格がある場合は、朱書きで追加してください。 ④　提出日現在で記載してください。	○

（６）　調査票（様式第２号） ①　登録を希望する業種の施工内容について、施工が可能なものに○を付けてください。 ②　土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の７業種に申請の場合は、申請する業種に対応可能な一級国家資格保有技術者の人数を記載してください。なお、記載した技術者数は提出書類上記（５）経営事項審査提出書類の「技術職員名簿」の写しに記載されている人数と一致させ、該当がない場合についても「０」と記載して提出してください。 **※一級国家資格保有技術者数に各種一級施工管理技士補は含まれません。** ③　各種資格保有技術者がいる場合、該当する技術者の欄に人数を記載してください。なお、資格及び雇用等を証する書面の写しの添付は不要です。 ④　内装仕上工事に申請の場合、完成工事高の内訳について該当する欄に記載してください。 ⑤　該当する項目がなくても「いずれの項目にも該当しない」に○をし、**必ず提出**してください。	○
（７）　配水管技能者（耐震）登録名簿（様式第３号） ①　水道施設工事に申請する場合のみ提出してください。（配水管技能者（耐震）登録を行っている者がいない場合は、水道施設工事の登録はできません。） ②　該当する技術者の配水管技能者登録証（有効期限内のもの。）（配水管工技能講習会修了証書不可）の写しを添付し提出してください。 　また、経営事項審査提出書類の「技術職員名簿」の写しに該当する技術者の記載がない場合は、雇用が確認できる書類の写しを添付してください。 ③　技術者の退職等により、有資格者の人数が０人となった場合は工事契約課へ申し出てください。	△
（８）　工事経歴書（とび・土工・コンクリート工事用）（様式第４号） ①　**とび・土工・コンクリート工事に登録を希望する場合のみ、**細業種（法面処理工事、安全施設工事、橋梁補修工事、グラウト工事、杭打工事及びとび土工その他工事）ごとに工事経歴書を作成し提出してください。また、細業種ごとの年間請負代金額の合計を記載してください。なお、この年間請負代金額の合計欄に記載された額の各年度の合計の平均は、**様式第１号に記載する細業種の内訳の額と一致させてください。** ②　工事経歴書の作成については、令和５年度（２０２３年度）の経営事項審査の平均完成工事高において２年平均を選択した場合は２年間、３年平均を選択した場合は３年間分作成し、業種（細業種）ごとにまとめたうえでホッチキス留めて提出してください。 　実績確認に必要であるため、１件ごとにできるだけ詳細に記載してください。ただし、類似内容の案件が多く、申請する細業種の１年度決算分の実績の記載が複数枚となる場合については、主要な案件名に他○○件を加え、合計額を記載し、各年度１枚程度に収まるようにまとめて差し支えありません。 　原則として決算期ごと、細業種ごとに作成してください。ただし、複数年に支払が渡るため決算期毎に作成ができない場合は、複数年度をまとめて作成して差支えありません。 ③　決算期の変更により、経営事項審査の平均完成工事高の算定が２４月又は３６月でない場合は、平均完成工事高算定時に該当となった決算期のものをすべて作成してください。 ④　発注者が個人の場合、個人情報保護の観点から、A、B、C等に変換し、氏名を記載しないでください。	△
（９）　資本関係・人的関係調書（様式第５号） ①　役職名は「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記入してください。	○

なお、「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しません。 ② 「１　他の熊本市工事等競争入札参加資格有資格者間における資本関係・人的関係の有無」で「なし」に○を記入した場合は、２～３の欄には記入する必要はありません。 ③ 記入欄が不足する場合には適宜記入欄を追加してください。 ④ 本市に本申請書を提出していない会社との関係については、記入不要です。	
(10) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書（様式第６号） 経営事項審査結果通知書（写し）において、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険等」という。）のいずれかが「無」となっている場合、提出してください。いずれかの社会保険に加入された場合は、加入されていることが確認できる領収書等の資料を併せて提出してください。 経営事項審査結果通知書の写しにて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入欄が『有』又は『除外』となっている場合は提出不要です。	△
(11) 市税滞納有無調査承諾書（様式第７号）	○
(12) 水道料金等に関する誓約書及び滞納有無調査承諾書（様式第８号） 熊本市に所在する本店又は営業所等に関して、上・下水道の使用者名義が本店又は営業所等以外の場合、「水栓番号ＣＤ・世代」、「使用住所」及び「使用者名義」は空白で提出してください。 また、世代コードが不明の場合は空白で提出してください。	○
(13) 主観的数値の算定に係る状況申告書（様式第９号） ① 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の７業種に申請の場合のみ提出が必要です。なお、該当する項目がなくても「いずれの項目にも該当しない」に○をし、**必ず提出**してください。 ② 記載内容の詳細については、下記９を確認してください。	●
(14) 舗装用機械の保有状況と施工体制調書（様式第１０号及び別記様式１０） ① 舗装工事に申請する場合で舗装用機械を保有している場合のみ提出してください。保有がない場合の提出は不要です。 ② 舗装用機械の自社所有状況及び運転手の資格取得状況について記載し、必要な書類を添付してください。※詳しくは、様式第１０号の裏面を参照してください。 ③ 保有がある場合には別記様式１０も提出してください。	△
(15) 鉄筋工事（ＲＣ造）経歴書（様式第１１号） ① 建築一式工事に申請する場合で鉄筋工事（ＲＣ※）の経歴を有する場合、提出してください。経歴がない場合の提出は不要です。 なお、この経歴書は、建築一式工事Ａランクの認定を判定するために必要な書類です。 ※鉄筋工事（ＲＣ造）とは、「平成２６年度（２０１４年度）以降に日本国内において完成した、鉄筋コンクリート工事又は鉄骨鉄筋コンクリート工事に係る建築一式工事（躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事に限る。）。」をいいます。 ② 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されている工事については、登録データ（竣工登録時の登録内容確認書）を添付してください。また、ＣＯＲＩＮＳだけで判断できない場合は、他の判断できる資料（図面・仕様書等の設計図書、発注者の証明、協定書の写し等）で補完してください。 ③ ＣＯＲＩＮＳに登録されていない工事又は請負金額２，５００万円未満の工事で竣工登録を行っていない工事については、当該工事が竣工していることを証する書面（発注者の証明等）、契約書の写し（変更があった場合は変更契約書の写し、共同企業体の場合は協定書の写しを含む。）又は受注登録時の登録内容確認書（カルテ受領書）及び実績を有することが判断できる資料（図面・仕様書等の設計図書、発注者の証明等）を添付してください。	△

④　発注者及び工事名の記載については、個人の氏名は黒塗りする等特定されることのないよう十分留意してください。	
(16)　登記事項証明書（登記簿謄本）（法人）又は住民票抄本（個人） 写し可。（証明年月日が申請書提出前３ヶ月以内のものに限る。）	○
(17)　一級国家資格保有技術者変更届（様式第１２号） 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の７業種に申請の場合で入札参加資格審査申請書提出後に、一級国家資格保有技術者の雇用、離職及び資格の追加等が生じた場合は、事実発生後速やかに提出してください。	△

○　注意事項

（1）　提出書類については全てＡ４判とし、各種証明書がＡ４判より小さいときは必ずＡ４判の台紙に貼付し、番号順に並べ、フラットファイルには綴らずに、Ａ４クリアファイルに入れて提出してください。

（2）　証明書類は、証明（発行）年月日が申請書提出前３ヶ月以内のものとします。また、複写機による写しでも差支えありません（白黒可、等倍に限る、縮小・拡大したものは不可）。

（3）　申請要領、チェックリスト及び記載例を必ず確認のうえ不足書類、記入誤り等がないようお願いします。

（4）　各種申請書類の日付は申請日を必ず記載してください（空欄不可）。

（5）　各申請様式の「登録番号」欄には、申請様式中の「登録番号一覧」に記載された番号を記載してください。新規での登録や不明の場合は記載不要です。

（6）　「申請年月日」、「登録番号」、「住所又は所在地」、「商号又は名称」及び「代表者職氏名」については、「熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書（建設工事・市内）（様式第１号）」に入力した内容が他の様式に反映されますので、様式第１号以外の記載は不要です。

（7）　プルダウンで選択する箇所については、該当する事項を選択してください。

（8）　合計欄に関数が入っている場合は、自動計算しますので、入力しないでください。

（9）　内装仕上工事に登録をする場合、「熊本市工事等競争入札参加資格審査申請（製畳・花苗）」による製畳業者の登録の申請は不要です。

　また、既に製畳業者として登録されている者で、建設業許可（内装仕上工事業）を取得し、同業種に登録をしようとする場合は、本申請を提出してください。ただし、本申請の提出により内装仕上工事の登録を受けた場合、製畳業での登録を取り消します。

(10)　健康保険被保険者証の写しを添付する際には、被保険者等記号・番号及び保険者番号が判別できないよう、マスキング（黒塗り）を施して提出してください。

【郵送提出用様式】

下の様式を切り取り、差出人と申請者の商号・名称等を記入のうえ、
「角形２号封筒」の「宛名面」に貼り付けてください。
「一般書留」、「簡易書留」欄は、該当しない方を塗りつぶすなどしてご利用ください。

宛　名　面　用

切り取り線

一般書留

簡易書留

登録番号

※メール提出

済　・　未

〒８６０－８６０１

熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市総務局契約監理部工事契約課

資格申請受付担当　宛

令和６・７・８年度

（２０２４・２０２５・２０２６年度）

熊本市工事等競争入札参加資格審査申請

（建設工事・市内）関係書類在中

（住所又は所在地）
〒　　－

（申請業者名）

９　主観的数値の算定に係る状況申告書作成に当たっての留意事項

主観的数値の算定に係る状況申告書（様式第９号）については、格付けに関し、重要な書類となりますので、申告内容の記載については、次の事項を事前に十分確認してください。

なお、申告内容に虚偽が発覚した場合は、指名停止措置等の処分の対象となります。

（１）　申告書の記入要領

ア　土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の７業種に登録を希望し、次の各項目に該当する場合、この申告書を必ず提出してください。

イ　申告をする項目については、該当項目欄に「○」を記載し、太枠の中のみ記入してください。

ウ　該当がない場合であっても「いずれの項目にも該当しない」に「○」を記載し、提出してください。

（２）　添付資料等について

ア　障がい者の雇用状況

「常用雇用労働者数」及び「うち障がい者数」については、令和５年（２０２３年）６月１日現在の人数を記載してください。

障害者雇用状況報告書の提出義務のある従業員数４３．５人以上の事業所で、法定雇用率を満たしている事業所が対象となります。

なお、法定雇用率を満たしていない事業者は、原則として主観的数値の算定をしませんが、例外として「障害者雇用状況報告書（写）」内の「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」が０人となっている場合は、算定いたします。

「障害者雇用状況報告書（写）」（公共職業安定所の受付印のあるものに限ります。また、電子（e-Gov）にて申請を行った場合は、電子申請が受理されたことが分かるもの（到達番号の記載がわかるもの等）を添付してください。

また、障がい者を雇用しているが、障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者については、添付資料等提出の必要がありませんので、個人情報保護の観点から障がい者手帳等の添付はしないでください。

イ　ボランティア活動の状況

令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日までの期間で、企業として自主的に実施又は参加したボランティア活動（熊本市内における公の施設での活動、市民・地域住民に対して行う活動等であり、寄付や社員個人の活動は対象としません。ただし、一企業単独で実施したものに限らず、団体として活動したものでも可。）を記載してください。

また、公的機関、ボランティア活動の主催者若しくは地元自治会等からの感謝状や活動を証明する書類又は新聞記事等、ボランティア活動の実績が客観的（申請者自らが作成したものは認めない。）に証明できるもの（活動実施時期、活動場所（活動場所が本市内であることの明記）、活動内容、会社名の記載のあるもの。）。ただし、団体で参加しており、活動に参加したことが確認できる資料に会社名が掲載されていない場合は、さらに当該団体が発行する活動を証明する書類を添付してください。

ウ　防災協定の締結状況

令和５年（２０２３年）９月３０日現在において、本市と締結している防災協定に加入していることが確認できる団体等が発行する証明書（写し可。**なお、申請日から過去１年以内に発行されたものに限ります。**）

エ　保護観察者の協力雇用主登録状況

令和５年（２０２３年）９月３０日現在で登録されている業者が対象となります。

登録状況については、市の調査資料により確認いたしますので添付書類は不要です。

※　協力雇用主とは，犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主です。詳細は、所管の保護観察所にお問い合わせください。

オ　熊本市消防団協力事業所の認定状況

熊本市消防団協力事業所表示証交付書（令和５年（２０２３年）９月３０日現在において消防団協力事業所の有効期限を満たす交付書に限ります。）の写し

カ　男女共同参画及び子育て支援の状況

次の①～②いずれかを添付してください。

なお、①については、平成３０年（２０１８年）１０月１日～令和５年（２０２３年）９月３０日の期間中に表彰又は通知されたもの、②については令和５年（２０２３年）９月３０日現在で有効なものに限ります。

①　熊本県から授与されている表彰状の写し

②　次の(ｱ)及び（ｲ）の添付

(ｱ)　熊本労働局に届出を行った一般事業主行動計画策定・変更届（熊本労働局の受付印のあるものに限ります。(受付印がない場合は、厚生労働省ホームページの一般事業主行動計画公表サイト（https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/）の写しを添付してください。）

また、電子（e-Gov）にて申請を行った場合は、電子申請が受理されたことが分かるもの（到達番号の記載がわかるもの等）を添付してください。

(ｲ)　一般事業主行動計画の写し

キ　熊本県ＳＤＧｓ登録の状況

熊本県ＳＤＧｓ登録事業者登録証（令和５年（２０２３年）９月３０日現在において有効期限を満たす登録証に限ります。）の写し

ク　一級舗装施工管理技術者の雇用状況（舗装工事のみ）

令和５年（２０２３年）９月３０日現在での保有状況となります。提出した技術職員名簿の舗装施工管理技術者の覧に一級舗装施工管理技術者として記載された者がいる場合については添付書類の提出不要。

記載がない場合については、次の①及び②両方を添付してください。

①　一級舗装施工管理技術者証

②　直接雇用が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し。ただし、経営事項審査提出書類の「技術職員名簿」の写し（審査基準日が令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日までのものに限る。）に記

載のある者は省略可）

ケ　舗装用機械の保有状況と施工体制（舗装工事のみ）

令和５年（２０２３年）９月３０日現在での保有状況及び資格取得状況となります。

アスファルトフィニッシャーの保有及び舗装用機械の運転手として、大型特殊免許保有者で、技能講習又は特別教育のいずれかを修了している者が３名以上雇用している場合が対象となります。様式第１０号及び別記様式第１０号と次の書類を添付してください。

①　舗装用機械の自社保有状況

(ｱ)　令和５年（２０２３年）９月３０日現在で有効な車検証の写し（自社所有又は子会社所有の場合）

(ｲ)　車検証がない場合は、自己所有又は子会社所有を確認する書類として、固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳（市町村作成のもの）

(ｳ)　規格が判断できる書類として、カタログやメーカーの証明書等

(ｴ)　リース契約の場合は、リース期間が１年以上の専属のリース契約書（契約期間が経営事項審査の審査基準日を含んだものであること）の写し及び車検証の写し（実質保有と同等であることが必要であり、リース契約期間が１年以上の場合でも、機械の借用が工事で使用する期間のみであるような契約は対象となりません。）

(ｵ)　子会社所有の場合は、会社法第２条第３号、会社法施行規則第３条第１項及び第３項第１号～第３号に規定する子会社であることを証明する書類

②　舗装用機械の運転手の資格取得状況

(ｱ)　対象者の常勤性が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等。ただし、経営事項審査提出書類の「技術職員名簿」の写し（審査基準日が令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日までのものに限る。）に記載のある者は省略可）

(ｲ)　運転手の自動車運転免許証（住所及び免許の条件等、番号はマスキング（黒塗り）して提出してください。）

(ｳ)　技能講習（車両系：整地・運搬・積込・掘削）、特別教育（締固用機械）又はそれと同等の資格と認められるものが確認できるものの写し

コ　専門工事状況

審査基準日が令和４年（２０２２年）１０月１日～令和５年（２０２３年）９月３０日の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し

サ　優良工事表彰の該当

申請業種について、平成３１年（２０１９年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日の期間に熊本市優良工事表彰を受けている業者が対象となります。

資料の添付等は不要です。

１０　競争入札参加資格申請完了後の流れ（格付けについて）

競争入札に参加する者に必要な資格は、上記提出書類等により、次の（１）及び（２）について入札参加資格審査（経営事項審査の申請をする日の直前の営業年度の終了の日及び別途定める期間を基準日として審査）し、その結果を総合的に勘案し、格付け業種については、契約の種類

及び金額に応じ定めた等級に格付けします。

（１）　客観的審査事項については、次の経営事項審査事項により審査します。（全ての工種対象）

ア　経営規模

工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利払前税引前償却前利益

イ　経営状況

純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フロー、利益剰余金

ウ　技術力　技術職員数（業種別）、元請完成工事高（業種別）

エ　その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、建設業の営業継続の状況、防災活動への貢献の状況、法令順守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

（２）　主観的審査事項については、工事成績や関係法令違反等次の事項及び期間により審査します。（格付け業種のみ対象）

ア　労働保険不払未加入（令和５年（２０２３年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日）

イ　債権差押等（令和５年（２０２３年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日）

ウ　債権差押等（供託）（令和５年（２０２３年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日）

エ　工事成績評定点の平均（令和３年（２０２１年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日に技術管理課検査室において検査が完了した工事（随意契約及び単価契約案件を除く。））

オ　指名停止（令和５年（２０２３年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日）

カ　専門工事に対する加点（建設業許可を保有する全業種（本市に登録を希望しない業種も含む。）の平均完成工事高のうち、１番完成工事高の高い専門工事の業種に対する加点）（経営事項審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日）

キ　障がい者の雇用状況（令和５年（２０２３年）６月１日現在）

ク　保護観察者の協力雇用主登録（令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

ケ　ボランティア活動の状況（令和４年（２０２２年）１０月１日～令和５年（２０２３年）９月３０日）

コ　防災協定の締結状況（令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

サ　熊本市消防団協力事業所の認定状況（令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

シ　男女共同参画及び子育て支援の状況（次の①又は②のいずれか）

①　熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けている場合（平成３０年（２０１８年）１０月１日～令和５年（２０２３年）９月３０日）

②　一般事業主行動計画を策定し、熊本労働局へ提出している場合（令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

ス　優良工事表彰（申請業種について、平成３１年（２０１９年）４月１日～令和６年（２０２４年）３月３１日）

セ　一級舗装施工管理技術者の雇用状況（舗装工事に申請する場合のみ、令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

ソ　舗装用機械の保有状況（舗装工事に申請する場合のみ、令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

タ　熊本ＳＤＧｓ登録状況（令和５年（２０２３年）９月３０日現在）

（３）　格付け業種以外の業種については、（１）の客観的審査事項及び申請書に記載された事項について審査、評定し、登録を行うものとします。

（４）　上記に基づく、審査結果を令和６年度（２０２４年度）熊本市工事競争入札参加資格確認通知書として、令和６年（２０２４年）４月下旬頃に通知します。

（５）　合併時経審等で経営事項審査を本年度中に二度受審した場合は、上記審査基準日にかかわらず、最新の審査結果を基に登録及び格付けするものとします。

（６）　建設業の許可区分については、令和６年（２０２４年）３月３１日現在の状況を基に登録及び格付けするものとします。

１１　競争入札参加資格の有効期間について

令和６・７・８年度（２０２４・２０２５・２０２６年度）熊本市工事等競争入札参加資格審査申請に係る競争入札参加資格の有効期間については、３ヶ年度ですが、同申請による審査及び格付けに基づく有資格者名簿登載は毎年度実施しており、有資格者の当該資格の有効期間は、当該資格の認定されたときから時期の資格認定のときまで（１ヶ年度）です。

令和６年度（２０２４年度）の有効期間の開始は、熊本市工事競争入札参加資格確認通知書（令和６年（２０２４年）４月下旬通知予定）到着後となります。

１２　技術職員数の基準日について

令和６年度（２０２４年度）熊本市工事競争入札参加資格の建設工事等級格付けにおける一級国家資格保有技術者の人数の基準は、次のとおりとします。

入札参加資格審査申請書提出後の雇用、離職及び資格の追加等については、格付けに影響しますので、変更が生じた場合は遅滞なく一級国家資格保有技術者変更届（様式第１２号）を提出してください。

一級国家資格保有技術者変更届は、**事実発生後速やかに提出**してください。

添付書類が準備等により手元に揃っていない場合でも、変更届を速やかに提出し、他の添付資料についても準備でき次第提出をお願いします。正当な理由なく提出が遅れた場合は、格付けを取消す場合があります。

（１）　雇用及び資格の新規取得

令和６年（２０２４年）２月２９日（木）までに届出（必着）のあったものについては登録人数に加える。

（２）　離職

令和６年（２０２４年）２月２９日（木）までに離職したものは登録人数を減ずる。

１３　その他

（１）　地域区分

本市における地域区分は次のとおりです。

ア　熊本市内に本店を有する業者

登記上の本店及び建設業法上の主たる営業所の所在地が熊本市内の業者

イ　熊本市外に本店を有し、熊本市内に営業所等を有する業者

熊本市内の営業所等について法人設置の申告をし、当該事業所について熊本市工事等競争入札参加資格審査申請にて届出をおこなっている業者

なお、当該営業所は建設業法上の営業所である必要はありません。

ウ　熊本市外に本店を有する業者

上記ア及びイ以外の業者

（２）　申請業種区分

申請業種（工事業種）区分は別紙許可業種及び建設工事の種類及び内容と例示のとおりです。

なお、とび・土工・コンクリート工事については、実績に応じて、次の細業種の工事に分類しています。

ア　法面処理工事（吹付け工事、法面保護工事等）

イ　安全施設工事（道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、防護柵設置工事等）

ウ　橋梁補修工事（橋梁補修工事等）

エ　グラウト工事（グラウト工事等）

オ　杭打工事（杭工事、杭打ち工事、杭抜き工事、場所打杭工事等）

カ　とび土工その他工事（外構工事、フェンス工事、遊具工事、防球ネット工事等）

（３）　申請書提出にあたっての注意点

ア　申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

イ　本市が受け付けなかった場合を除き、提出された申請書等は、返却しません。

ウ　提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

エ　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効として、競争入札参加資格がないものとし、本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）発注の案件に参加している場合は、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがあります。

オ　**様式第１号に記載する代表者氏名は、入札・契約等の行為を行う者**を記載してください。

本様式にて記入した者（入札参加資格審査申請書変更届が提出された場合は変更後の者）以外の名義で行われた入札・契約行為は無効又は契約解除の対象となる場合があるので留意してください。

なお、代表者の変更が生じた場合、本市に変更届を提出するとともに、変更時点でＩＣカードを既に取得している者は利用者情報についても変更を行い、本市に登録状況報告書の提出を行う必要があります。

（４）　行政書士による申請について

行政書士が委任を受けて申請する場合は、委任状（様式は任意）を添付してください。

（５）　補正手続きについて

申請書等の審査にあたり、提出された申請書等の内容に不備や、資料の不足がある場合、審査及び格付けができない場合がありますので、本市担当者より、チェックリストに記載された作成担当者に連絡・確認いたします。

連絡・確認後、資料の追加提出依頼や、申請書等の記載内容の補正手続きを行いますので、本市担当者より連絡があった場合は、速やかに対応してください。

（６）　競争入札参加資格の認定及び公表

競争入札参加資格を有すると認められた方の名簿は、くまもと県市町村電子入札システム入札情報公開サービス（http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/）内の有資格者情報にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

（７）　電子入札案件への参加について

熊本市の入札については、全案件を電子入札により行います。詳細については、くまもと県市町村電子入札システムをご確認ください。

（８）　入札参加資格審査申請事項の変更届について

入札参加資格審査申請書を提出した後、記載事項に変更があったときは、速やかに変更届を提出してください。

ア　提出先

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市総務局契約監理部工事契約課　変更届受付担当宛

※　郵送する場合、専用郵便番号のため、住所省略可。封筒の表面に、変更届在中と記載してください。

イ　提出手段

持参又は郵送（**一般書留又は簡易書留**に限る。）

ウ　提出部数

１部（会社控えが必要な場合は２部）

エ　注意事項

郵送提出の方法で、会社控えが必要な場合は、返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼ってください。）を同封してください。

※　入札参加資格審査申請事項の変更届の添付書類等詳細については、「熊本市入札・契約（工事等）ホームページ」の様式集に掲載しております。

（９）　経常建設共同企業体の申請について

熊本市建設工事共同企業体運用基準（平成８年５月１日告示第１６５号）における「経常建設共同企業体」での**申請を希望する全ての構成員は、本申請が必要となりますので、必ず上記期間に申請を行ってください。**

※「経常建設共同企業体」の申請期間及び要領は別途お知らせします（上記期間以降を予定）。

１４　よくある質問

Q.1　提出書類は普通郵便やレタックス、メール便での提出も可能ですか？また、持参は可能でしょうか？

A.1　**必ず書留又は簡易書留郵便で提出してください。**普通郵便、レタックス、メール便、宅配便その他及び持参による提出はできません。また、電話での郵便到着確認はできません。

Q.2　封筒のサイズはどれぐらいがよいですか？

A.2　封筒に申請書等を保管して管理するため、**必ず、角形２号で提出してください。**

Q.3　申請を代行している行政書士ですが、個別の事業者分を一括して一通で郵送してよいですか？

A.3　申請は事業者毎の申請となります。一括して郵送することはできませんので、行政書士が申請を代行する場合も、事業者毎に郵送してください。

Q.4　登記事項証明書は、現在事項証明書でよいですか？

A.4　現在事項証明書で可です。

Q.5　最近、代表取締役が変更になりましたが、登記簿の代表取締役は前のままになっています。申請書提出締切日までに手続きが間に合わない場合は、どうすればよいですか？

A.5　変更後の代表取締役で申請し、変更前の登記簿を添付してください。また、登記簿の代表取締役と申請書の代表取締役が異なりますので、新しい代表者名で理由書（任意様式で現在登記簿の変更手続き中で変更後（○月○日頃（時期））速やかに提出する旨を記載してください。）を添付してください。

Q.6　経営事項審査の結果通知書で「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」加入の有無について「無」とされていますが、その後、加入手続きを行いました。社会保険等に関する誓約書は加入していると記載したいと思いますが、この場合、どのような書類を添付提出すればよいですか？

A.6　確認資料として、次のものについて、それぞれいずれかを提出してください。

なお、領収証及び証明書の写しは申請書提出時３ヶ月以内に発行されたものであることが必要です。

１　健康保険及び厚生年金

（１）　健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険、双方とも年金事務所加入の場合

①　保険料の支払いが確認できる「領収証書等」の写し

窓口納付の場合　領収日付がある領収証書の写し

口座振替納付の場合　保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

②　厚生労働省が発行する「社会保険料納入証明書」の原本又は年金事務所長が発行する「社会保険料納入確認書」の原本

③　「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し

（２）　大手企業等の健康保険組合加入の場合

①　健康保険組合の「加入証明書」の原本及び年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し

（３）　建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

①　年金事務所発行の「健康保険被保険者適用除外承認書」の写し及び「保険料領収証書」の写し

②　建設業に係る国民健康保険組合が発行した「加入証明書」の原本及び年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し

③　建設業に係る国民健康保険組合の保険料の「領収証書」の写し及び年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し

２　雇用保険

（１）　自社申告納付の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書（受領印があるもの）」の写し及び「領収済通知書（領収日付印があるもの）」の写し

（２）　口座振替の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書（受領印があるもの）」の写し及び「労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）」の写し

（３）　労働保険事務組合委託の場合

組合発行の「雇用保険の領収書」の写し又は「雇用保険料納入済証明書」の原本（労働保険番号の記入がない場合には番号が分かるものを別途添付）

（４）　その他

労働局が発行している「労働保険料納付証明書」の原本

Q.7　登記上の本店が熊本市外、建設業法上の主たる営業所の所在地が熊本市内の場合、申請区分はどのようになりますか？

A.7　本市における「熊本市内に本店を有する」業者の取扱いは、登記上の本店**及び**建設業法上の主たる営業所の所在地**双方が熊本市内である**必要があります。
いずれかが熊本市外の場合は、熊本市内に本店を有する業者となりません。

Q.8　資本関係・人的関係調書は、熊本市に競争入札参加資格審査申請を提出する親会社・子会社がある場合のみ提出すればいいですか？

A.8　熊本市に競争入札参加資格審査申請を提出している会社に親会社・子会社がない場合は、資本関係・人的関係の有無の「なし」に〇をして提出して下さい。

Q.9　申請書の会社控えを必要とする場合は、申請書を２部（返信用封筒同封）提出するようにとありますが、受付印を押す欄のあるはがき等で代用してもいいですか。

A.9　はがき等でも構いません。

Q.10　五十音順で指定されている提出期限までに経営事項審査の結果が到着しない場合、どうすればいいですか。

A.10　通知書が届いていない場合は、経営規模等評価申請書の写し（受付印のあるものに限る。）を提出し、後日通知書が届き次第速やかにその写しを提出してください。なお、申請書の提出期限は令和６年（２０２４年）１月３１日（水）必着です。

Q.11　水道料金等に関する誓約書及び滞納調査承諾書の「世代コード」の欄は、何を記入すればよいですか。

A.11　記入不要です。

別紙

許可業種及び建設工事の種類及び内容と例示

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	土木一式工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	
建築一式工事	建築一式工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	（1）足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 （2）くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 （3）土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 （4）コンクリートにより工作物を築造する工事 （5）その他基礎的ないしは準備的工事	（1）とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 （2）くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 （3）土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 （4）コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 （5）地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するた	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、

		めの設備を設置する工事	水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル（張り）工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設備工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、テレビ電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等によ	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしら

		り庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	え工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事